

令和7年度

奈良県立万葉文化館空調機更新工事 現場説明書

奈良県立万葉文化館

# 現場説明書記載項目

第 1 章 概要

第 2 章 入札注意事項

第 3 章 特記事項

## 第 1 章 概要

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名   | 奈良県立万葉文化館空調機更新工事                       |
| 2 | 工事場所    | 奈良県立万葉文化館 高市郡明日香村飛鳥 地内                 |
| 3 | 工事概要    | ・空調機の更新<br>上記、更新に伴う機械・電気設備工事、撤去・処分工事一式 |
| 4 | 完成期日    | 令和 7 年 8 月 1 9 日                       |
| 5 | 概成工期    | —                                      |
| 6 | 完済部分の有無 | 無                                      |
| 7 | 部分使用の有無 | 無                                      |

## 第2章 入札注意事項

### 1 設計図書等に対する質問の応答

(1) 質問は「質問書」によりFAXで提出してください。

なお、質問書を送信された際は、以下の担当者まで必ず電話連絡をしてください。

(質問がない場合は、質問書の送信及び電話連絡の必要はありません。)

(2) 受付年月日・時間等

日 時 令和7年4月25日(金)  
午前10時00分～午後4時00分

送付先 奈良県立万葉文化館  
総務・広報課  
総務・広報係 担当者 西本

電話番号 0744-54-1850

FAX番号 0744-54-1852

(3) 質問回答書の閲覧年月日・場所

質問があった場合は、令和7年5月2日(金)の17時00分(予定)までに奈良県立万葉文化館ホームページに掲載します。

### 2 建設業退職金共済制度の掛金

落札者は、契約の締結に際しては中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度の掛け金を建設業退職金機構の奈良県支部に納入し、機構発行の掛金収納書を提出してください。

(機構奈良県支部：奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内 Tel.0742-22-3345)





(様式1)を監督員に提出してください。

- ①資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】
- ②当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】
- ③資材調達結果を竣工検査前に報告【完成報告】

3品目で奈良県産品(以下、「県内産建設資材(3品目)」という。)が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面(様式2)を監督員に提出してください。様式2の提出時期は、様式1と同じとします。

(7) 安全対策

- \* 工事期間中、付近の構築物・道路・地下埋設物等に損傷を与えないよう万全の処置を行ってください。万一破損を生じた場合は、原形に復してください。
- \* 工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、及び監督などと十分打合せのうえ、安全管理を行ってください。
  - ・ 本工事の交通誘導員は、工事期間中延べ〇〇人とします。
  - ・ 交通誘導員については、下表のとおりとします。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象とはしないものとします。なお、工事内容に変更が生じた場合は、設計変更に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	配置人数	配置時期

- ①当該施設は常時不特定多数の人々が使用する施設ですので、安全等については、十分留意してください。(特に、資材の搬入・搬出については施設管理者と十分協議してください)

(8) 工事用道路・車両

- \* 工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に工事関係車の出入りには必ず誘導員を立て交通渋滞や一般県民などへの災害に留意してください。
- \* 工事関係車両のタイヤ等で場内土を持ち出し、道路等を汚さないでください。また、汚した場合には、速やかに清掃を行ってください。
- \* ダンプトラックの過積載防止対策を行ってください。

(9) 仮設

- ・ 指定仮設工事を含みます。  
設計図 図番 〇〇 によります。
- ①工事現場の適切な位置に工事内容を示す表示板を設けてください。表示内容は[別紙表示板の様式]を参考にし、監督員の確認を受けてください。なお、奈良県章は昭和43年3月1日奈良県告示第536号によります。

(10) 建設発生土の処理

- ・ 建設発生土の抑制に努めてください。処理については特記仕様書の該当項目によります。

(11) 発生材の処理

- 特記仕様書の該当項目により適正に処理してください。

(12) 建設工事イメージアップ

- 建設工事のイメージアップに努めてください。
- 設計図 図番 ○○ によります。

(13) 工事用電力・水道等

- 構内既存施設の利用は以下によります。
  - (イ) 既存電気設備の利用 ・出来ない  出来る (・有償  無償)
  - (ロ) 既存水道設備の利用 ・出来ない  出来る (・有償  無償)
- \* 有償の場合は、監督員立会のうえ参考メーターを取り付けてください。
- \* その他条件 ( )

- 本受電又は開栓後、引き渡しまでの電気料金、水道料金等は下記によります。

	基本料金	使用料金
・電気	・含む ・含まない	・含む ・含まない
・水道	・含む ・含まない	・含む ・含まない
・ ( )	・含む ・含まない	・含む ・含まない

- 本受電後、引き渡しまでの電気主任技術者選任(委託)に係る費用は受注者の負担とします。
- 工事負担金 ( ) 円) を含みます。
- ( ) 円) を含みます。

(14) 他工事との関連

- 他工事についての工事工程及び納まり等は、事前に監督員及び関係者と協議のうえ、工事の円滑な進捗を図ってください。
- 本工事は出合丁場となるので、工事工程・納まり等は、事前に関係者と協議のうえ工事の円滑な進捗を図るとともに、安全協議会を設立し災害防止に努めてください。
- 本工事は、予定敷地(施設)において施工中及び施工予定の工事があります。進入路、仮設等関係者と協議のうえ、工事の円滑な進捗を図ってください。

(15) 分離発注工事

- 本工事と関連する分離発注工事
- 工事期間中における工事進入路(敷地内外共)の維持・補修・第三者への対応、工事現場内外の安全・衛生管理及び各受注者間の工程調整を行い、相互の工事が円滑に進捗するよう安全協議会を設置し災害防止を図ってください。
- 各受注者間の総合打合せを週1回以上行い、工事内容の連絡・工程調整・施工図面等による確認をして、十分に連絡調整を図ってください。
- 各受注者は、工程表(週間・月間・全工程)を作成して監督員の承諾を受けてください。なお、工程表作成の際は、事前に各工事受注者間で工程を調整してください。
- 各受注者は、協力して敷地外の工事進入路及び工事現場内の清掃を行ってください。

(16) 適正なコンクリート工事の施工について

- 監督員の承諾を得ずに設計図書と異なるコンクリートを打設しないこと。

- ・コンクリート工の施工にあたっては、「適正なコンクリート工事实施に関わる受注者の遵守事項」を遵守してください。
- ・受注者は、コンクリート圧送工事の施工状況写真（ポンプ車全景、資格証を所持した圧送施工技能士等及び落下防止装置）を撮影し、監督員に提出してください。

#### （１７）早期契約制度について

- ・余裕期間（契約予定日から工事開始指定日の前日）は実工事期間でないため、当該期間内に工事に着手することはできません。従って、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を行うことはできません。
- ・余裕期間内は技術者の配置は不要です。

#### （１８）ワンデーレスポンス実施について

- ・この工事はワンデーレスポンス効果検証対象工事です。  
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」にすることです。
- ・受注者は実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行ってください。
- ・受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び実施工程表に遅れが生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告してください。
- ・効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施しますので、協力してください。
- ・受注者は発注者への質問・協議にあたって、監督員が内容等を速やかに把握できるよう留意して協議を行ってください。

#### （１９）施工に留意すべき事項

- ・〇〇棟の〇〇部シーリングにPCBまたはアスベストを含有する可能性がありますので、以下の手順で施工を行ってください。なお、本件にかかる施工の手順については、施工計画書に記載してください。
  - ①既存シーリングが施工されている部材の種類ごとに、PCBの分析調査（材種判定・PCB分析）を行う。
  - ②①の調査において、PCBを含有すると判定された場合、保護手袋・保護マスク等を着用の上、手ばらしにて撤去し、保管する。
  - ③①の調査において、PCBを含有しないと判定された場合、①と同様の位置からシーリングを採取し、アスベスト含有調査（定性分析及び定量分析）を行う。
  - ④③の調査において、アスベストを含有すると判定された場合、特記仕様書に従って撤去、処分を行う。
- ・〇〇棟外壁の仕上塗材及び下地調整材にはアスベストが含有されており、仕上塗材及び下地調整材の除去についてはA-〇〇記載の工法を想定しています。なお、上記工法の使用が困難な開口部及び出入隅にあっては、集塵装置併用手工具ケレン工法による除去を見込んでいます。
- ・石綿障害予防規則に基づき、アスベストを含有する建築物、工作物の解体・改修工事を行う場合は、作業の実施状況を写真等により記録し、保存してください。
- ・アスベストを含有する建材の除去等の作業を行う場合、関係法令に則り適正な措置を講じてください。なお、ケイ酸カルシウム板第一種の除去に際しては作業場の隔離養生を行うことを見込んでいます。

(20) 現場代理人の常駐を要しない期間

\* 以下のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合においては、現場代理人の常駐を要しない。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 建設工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 昇降機（部品含む）の工場製作のみが行われている期間（昇降機工事に限る）
- ④ 上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

なお、当該期間については監督員と協議を行って定めることとする。

(21) その他

\* 工事目的物及び工事材料等を火災保険、その他保険に付してください。なお、その保険の加入期間は、原則として、工事着工の日から工事完成期日後14日としてください。

\* 保険の付保及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険※に付さなければなりません。また、保険契約締結後は契約書第57条に基づき、その証券等を発注者に提示してください。

なお、法定外の労災保険にかかる保険料等の費用は現場管理費率の中に計上されています。

※法定外の労災保険：従事する者の業務上の負傷等に対する補償のための保険で、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とした保険

- \* 設計変更が生じる場合、当該設計変更に係る積算は、奈良県県土マネジメント部建築工事積算基準を採用するものとします。併せて、請負代金額に変更が生じる場合の変更請負代金額は、当初予定価格を含む設計変更価格に、当初予定価格から請負代金額となったいわゆる請負率を乗じて得た額とします。
- ・ 本工事は令和〇〇年度から令和〇〇年度までの継続工事であり、令和〇〇年度末の出来高額は、〇〇%とします。
- ・ 本工事は仮契約を締結し、県議会の議決があったときに、仮契約と同一条項により本契約を締結したものとします。
- ・ 施工計画書の提出において、別紙の「施工計画書現場組織表（様式1）」を2部提出してください。
- ・ 本工事にかかる建設工事請負契約書第25条第5項（「単品スライド」条項という。）の運用については、現在「鋼材類（スクラップ含む）等」を対象としていますので、対象材料の価格変動に伴い、請負金額を変更する場合があります。
- ・ 足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい」安心感のある足場に関する基準に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て基準」の2の(2)手すり据え置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこととします。
- ・ 墜落制止用器具は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（厚生労働省基発0622第2号平成30年6月22日）」により、6.75mを超える箇所での作業についてはフルハーネス型を使用することとします。
- ・ 本工事では、公共工事に従事する労働者の県別賃金を、職種ごとに調査することを目的とした、公共事業労務費調査を実施するため、次の各号に掲げる内容について

協力をしなければなりません。また、工期経過後においても同様とします。

①調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければなりません。

②調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければなりません。

③正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い従業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければなりません。

④対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（該当下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が③と同様の義務を負う旨を定めなければなりません。

なお、調査詳細については、監督員等から別途お知らせします。

- ・本工事では、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査を行います。

なお、調査票は監督員等から配布します。

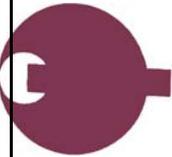
- ・施工条件

日程：

時間：

(表示例)

ご迷惑をおかけします

 **奈良県**

〇〇〇〇〇〇〇〇〇の  
工事をしています

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

奈良県立万葉文化館空調機更新工事

発注者 奈良県立万葉文化館  
施工者 □□□□株式会社  
会社 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

表示板の様式

- ①表示板の大きさは、たて約900mm×よこ約600mm（A1相当）を標準とする。
- ②表示板の表面には耐候性を高める処理を施す。
- ③県章と県名は蘇芳(すほう)色で表示する。  
(県章：昭和43年3月1日奈良県告示536号)
- ④工事内容をわかりやすく表示する。
- ⑤工事の終了日、工事名を表示する。
- ⑥発注者は「奈良県立万葉文化館」と表示する。
- ⑦施工者の会社名と会社の電話番号を表示する。

※表示内容は監督員の確認を受けること。